

進化を続けるドライブレコーダー

東京代協城北支部・新宿支部 オンラインセミナー開催



森澤氏

東京代協の城北支部と新宿支部が9月28日、「進化を続けるドライブレコーダー」と題したオンラインセミナーを共催した。保険事故調査などを提供する審調社の森澤三郎氏が講師を務めた。ドライブレコーダーに精通する同氏は、基本的な機能や通信機能付きドライブレコーダーとの違い、事故発生時の取扱い上の注意点などを解説。自分の運転を記録するツールであり、特に高齢運転者に有益だと述べた。

高齢運転者にこそ有益な特約

ドライブレコーダーは1990年代に運輸省(当時)と警察庁がそれぞれ交通事故の調査・研究のために開発をスタートさせた。2001年に警察庁が衝突時などの音をトリガーにした短時間の映像イベントを記録する交通事故自動記録装置(TAMS)を導入。現在、防犯カメラやおおりの運転対策に役立つとメディアに取り上げられ、多くの車が設置されている。交通事故の際にはドライブレコーダーの映像が提出されることも多いという。映像記録の方法は、衝撃を感じたときに前後の映像を記録しておく「イベント記録型」と、イグニッションONからOFFまで映像を記録する「常時記録型」、この2つの併用型がある。製造企業は高画質・広範囲の撮影、駐車時の録画など機能の拡充に力を入れており、競争が激化している。

同氏によると、自動運転装置が装備された車両の普及によって発生する事故の責任の所在(運転者か車か)の判定に必要な運転者の操作記録、自転車や電動キックボードなど道路交通法を守らないあるいは賠償能力のない相手との事故増加によって、今後ドライブレコーダーの映像はますます重要になるといいます。相手が弱者だった場合、加害者とみなされることが多く、ドライブレコーダーの映像は重要な役割を果たす。同氏は、交通事故を身近にとらえていない人が多く、ドライブレコーダーを必要としないという。軽視したりするよりもあるとし、「導入を迷っている人には漠然としたあおり運転対策よりも、交通事故記録の対策として強く勧めたい。人生を救ってくれる

ドライブレコーダーは導入するか否かではなく、絶対に付けるべきもの」と強調した。

しかし導入したものの、事故の映像が記録されていないと導入の意味がなく、使用者はメモリーカードの管理やカメラの取り付け不良などに注意を払うことが必要となる。「メンテナンスや事故時の映像保存などを心配せず安心して使用するために、自動車保険のドライブレコーダー特約は有効」だと同氏は強調。事故時の自動通報機能は事故で動揺する運転者の助けになり、また、安全運転診断は5年、10年という単位で運転技術の経過をチェックできる有効なツールだと述べた。

高齢運転者は、交差点で相手を見落とすことが多く、自分の過失を認めにくいという特徴があり、あおり運転の対象になりやすいという。高齢というだけで危険運転者扱いされることがある。同氏は、自己防御のための利用や運転の経過を客観的に見ることができると、加入を呼びかけてほしいと訴えた。

